

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>ア 積算</p> <p>(ア) 工事数量の計上を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、阪神電気鉄道の高架化に伴い、沿道の整備を行うものである。</p> <p>土木工事では、積算基準等に基づき算出した単価に数量を乗じて直接工事費を算出する。</p> <p>本工事では、道路の中央分離帯にコンクリートの土間を施工しているが、コンクリートの数量計上を誤っていたため過大となっていた。</p> <p>工事数量の計上においては、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、積算基準に基づく適正な積算を徹底すべきである。</p> <p>(都市局工務課)</p> <p>[No.15 阪神沿北側線他街路築造工事（その4）]</p>	<p>設計変更時に土間コンクリートの数量を「立米」で入力しなければいけないものを誤って「平米」で入力してしまったものである。担当者による積算結果の確認不足および照査担当者、係長、課長が誤りに気付くことができなかったことが原因であった。</p> <p>当局の道路工事の積算は、当初設計を当局で実施し、設計変更時については、現場監督を実施している建設事務所で決裁したものをチェックするという体制になっている。</p> <p>今後は、こうした同様のミスをなくすため、設計変更の積算段階において、決裁前に建設事務所と一緒にダブルチェックを実施するよう、令和6年7月2日の課内会議で周知した。さらに、令和6年8月19日には、職種を問わず、課内の積算業務に携わる全職員に対して勉強会を実施した。その際、建設局技術管理課が発行する「設計図書照査の手引き」を活用し、照査の重要なポイントの再確認を行い、他の工事においても積算業務の変更時に、建設事務所と連絡を密にとり、事前段階でチェックするよう周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>ア 積算</p> <p>(イ) 交通誘導員費の単価選定を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、須磨区にある市営住宅の外壁、屋上防水等を改修するものである。</p> <p>「神戸市建築工事積算要領」では、交通誘導警備に係る費用は、共通仮設費に交通誘導員費を積み上げ計上すると規定されている。</p> <p>交通誘導員費とは、労働者本人が受け取る賃金としての労務単価である交通誘導警備員費に、下請経費及び小器材（工具類）の損耗費等を加えたものである。</p> <p>本工事では、交通誘導警備に係る費用に交通誘導員費ではなく、労務単価である交通誘導警備員費を使用していたため、積算額が過少となっていた。</p> <p>単価選定にあたっては、積算チェックリストの拡充等により、適正な積算を徹底すべきである。加えて、労務単価である交通誘導警備員費の使用頻度及び必要性について、建築技術管理委員会に確認されたい。</p> <p>(建築住宅局住宅建設課)</p> <p>[No.19 横尾住宅13・14号棟外壁改修他工事]</p>	<p>積算単価として設定されている「交通誘導員費」と「交通誘導警備員費」の違いについて、担当職員に周知徹底できていなかったことから、単価選定を誤ったものである。</p> <p>再発防止を図るため、2024年8月15日及び同年8月22日の係会議で、「神戸市建築工事積算要領」に基づいた「交通誘導警備にかかる費用の積算方法」について研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、同様の間違いが生じないよう、所管部署に「交通誘導警備員費」を神戸市建築工事設計標準単価から削除してもらうほか、「営繕積算（違算防止）チェックシステム」導入について研究を進める。</p>	<p>措置済</p>

令和6年度第1期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：港湾局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項 ア 積算 (ウ) 歩掛りの適用を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、神戸空港機能強化に伴う新ターミナルビルの建設に伴い、周辺道路の整備および地下埋設物の移設を行うものである。</p> <p>土木工事では、積算基準等に基づき算出した単価に数量を乗じて直接工事費を算出する。</p> <p>本工事では、アスファルト舗装の撤去を行っているが、適用範囲の異なる歩掛りを用いて積算を行ったため過大となっていた。</p> <p>歩掛りの適用にあたっては、同名工種の単価の確認、複数職員によるダブルチェックを徹底すべきである。</p> <p>(港湾局空港整備課) [No.27 神戸空港道路及びその他整備工事]</p>	<p>適用範囲の異なる歩掛りを用いて積算を行った原因は、積算に関する知識や経験の不足、工期末の設計変更など時間的制約がある場合の照査精度の低下であった。</p> <p>2024年10月25日、所属長から関係職員に工事監査の指摘について説明及び指導を行うとともに、同名工種の単価の確認、複数職員によるダブルチェックを周知徹底した。</p> <p>同日、課内会議にて今後の契約行為を行う際は課内技術職員による照査会を実施する等業務改革を行い、適正な積算業務を行うように研修を行った。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>ア 積算</p> <p>(エ) 防災中継器盤の単価を適正に算定すべきもの 本工事は、神戸市営地下鉄西神・山手線新長田駅の大規模改修に伴う電気設備工事である。</p> <p>電気設備工事の単価の多くは、材料費と積算基準により算出した設置費から構成される。</p> <p>本工事では、建物の火災を検知し警報を発する自動火災報知設備のうち、感知器等からの信号を中継する防災中継器盤の単価において、設置費の算定を誤ったため過大となっていた。</p> <p>設置費の算定にあたっては、積算基準に基づき適正な単価根拠を選定し、照査においては、積算チェックリストの項目追加や複数職員によるダブルチェックを徹底すべきである。</p> <p>(交通局高速鉄道部施設課)</p> <p>[No. 46 西神・山手線新長田駅大規模改修電気設備工事]</p>	<p>原因は、設計者が単価歩掛表に適正な歩掛が無く見積額を採用すべきところを、間違った同様機器の歩掛を採用しており、照査者も誤りに気付かず、それを見落としたことである。</p> <p>2024年8月29日に係内の電気担当者に指摘事項とその原因について情報共有し、対策について議論した。そこで、新たに積算チェックリストに自火報装置について項目を追加した。</p> <p>また、設計者が照査者に照査を依頼する際に、工事概要の口頭説明に合わせて、代価表の内容についても説明を行うこととした。</p> <p>これらにより、限られた時間内でも積算間違いが無いよう、一層充実したチェックを実施できるように仕組みを改めた。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>イ 施工</p> <p>(ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきもの</p> <p>高所作業において、墜落防止に必要な安全措置が取られていなかったという以下のような法令違反が認められた。</p> <p>発注者は請負人より提出される施工計画書を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内容の確認を行っていたが、請負人に対して現場の状況等を踏まえた手順の確認を行わせるとともに、安全教育や訓練を通じて全ての作業員の安全意識を高め、事故の発生を防ぐよう繰り返し周知を行うべきである。</p> <p>A 保守作業での墜落防止措置を適正に行うべきもの</p> <p>本業務は、市内各所に設置されている防災行政無線設備の保守管理業務である。</p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならいとされている。</p> <p>また、作業床には、高さ85 cm以上の手すり及び高さ35 cm以上50 cm以下の中柵等を設けなければならない。</p> <p>本工事では、苅藻島クリーンセンター管理棟屋上塔屋に設置されている監視カメラを清掃する作業において、高さが2m以上の作業床端部で行う作業でありながら、腰壁から身を乗り出して作業を行っていた。また、腰壁の高さは約70 cmであり、手すりとしては、十分な高さが確保されていなかった。</p> <p>この場合には、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の</p>	<p>2 m以上の高所作業において、労働安全衛生規則で定められている墜落防止に必要な安全措置がとれていなかった。</p> <p>「屋上の床から監視カメラまでの高さが低い」「墜落制止用器具の固定位置がない」という誤った判断により 墜落防止対策が必要な作業であることを作業員が認識していなかったのが原因である。</p> <p>再発防止に向け、当該保守管理業務の請負人に対しては、令和6年9月13日付で工事現場等における安全管理の徹底について文書にて改善指導を実施済みである。</p> <p>請負人からは、以下の再発防止対策を実施済みである旨の報告を受けた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各高所作業現場における危険箇所の洗い出し一覧とこれの作業前打合せ KY ミーティング)での活用 ② 作業員への高所作業についての再教育 ③ 作業前の確認チェックリスト様式を、高所作業留意を強調したものに変更 <p>令和6年10月9日に実施した部長・課長・係長の定期ミーティングにおいて監査結果の情報共有とともに工事等委託・請負時における墜落防止措置の徹底について周知を行った。</p>	<p>措置済</p>

令和6年度第1期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：危機管理室）

<p>危険を防止するための措置を講じなければならぬ。</p> <p>しかし、請負人は墜落防止対策が必要であることは認識し安全作業責任者による注意喚起を行っていたにも関わらず、作業場所に親綱を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させるといった基本的な安全措置を講じておらず、法令違反状態で作業を行っていた。</p> <p>(危機管理室) [No. 02 防災行政無線保守管理業務]</p>		
--	--	--

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>イ 施工</p> <p>(ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきもの</p> <p>高所作業において、墜落防止に必要な安全措置が取られていなかったという以下のような法令違反が認められた。</p> <p>発注者は請負人より提出される施工計画書を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内容の確認を行っていたが、請負人に対して現場の状況等を踏まえた手順の確認を行わせるとともに、安全教育や訓練を通じて全ての作業員の安全意識を高め、事故の発生を防ぐよう繰り返し周知を行うべきである。</p> <p>B 高所作業での墜落防止措置を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、中央区にある東遊園地の再整備を行う工事である。</p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の箇所で行う作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならいとされている。</p> <p>本工事では、園内の水景池の水を循環させるためのポンプ槽の設置を行ったが、床付け面からの高さが2m以上の箇所で行う作業でありながら、足場を組み立てる等の方法による作業床や防網は設置されていない状態であった。</p> <p>この場合には、作業員に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>しかし、請負人は作業場所に親綱を張り、作業員に墜落制止用器具を使用させるといった必要な安全措置を講じておらず、法令違反状態であった。</p>	<p>床付け面から2m以上の高さでの作業でありながら、作業員の安全対策が不十分となっていた原因は、据え付け高さが地上の現況高さとは変わらなかったため、落下高さの認識ができていなかったこと、作業期間が短期間であったため、安全への配慮が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後は施工計画を基に、監督員と請負人が事前に現場の状況を踏まえた作業内容の確認を行うとともに、適切な安全対策について指導を行うよう、令和6年9月3日の所内会及び、令和6年10月7日の公園緑地担当職員が出席する事務所連絡会議において、指摘事項についての共有を行い、安全対策の実施について周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>

令和6年度第1期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：建設局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(建設局公園部整備課) [No. 11 東遊園地再整備工事(その3)]		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>イ 施工</p> <p>(ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきもの</p> <p>高所作業において、墜落防止に必要な安全措置が取られていなかったという以下のような法令違反が認められた。</p> <p>発注者は請負人より提出される施工計画書を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内容の確認を行っていたが、請負人に対して現場の状況等を踏まえた手順の確認を行わせるとともに、安全教育や訓練を通じて全ての作業員の安全意識を高め、事故の発生を防ぐよう繰り返し周知を行うべきである。</p> <p>Ｃ 配管作業での墜落防止措置を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、神戸市営地下鉄西神・山手線及び北神線に列車無線用の漏洩同軸ケーブルを敷設する工事である。</p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならいとされている。</p> <p>本工事では、名谷車庫信号扱所の屋上に空中線アンテナ用配管を敷設する作業において、高さが2m以上の作業床の端部で行う作業でありながら、足場を組み立てる等の方法による作業床や防網は設置されていない状態であった。</p> <p>この場合には、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p>	<p>工事内容などによって、それぞれ違いはあるが、高所作業に対する安全対策として、施設課の外部研修の資料を電気システム課に、また電気システム課での施工計画書のチェックポイントなどを施設課に、それぞれ共有を行った。</p> <p>今後も必要に応じて、相互の取り組みが相乗的にスパイラルアップしていくように取り組んでいく。</p> <p>墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じることができなかったのは、作業床があるため墜落防止対策は必要ないとの請負業者の誤った認識が原因であった。</p> <p>また、当該作業に対する安全対策を施工計画書に記載していなかったことも一因であった。</p> <p>以上を踏まえ、2024年8月22日および10月16日に、本事案について係会議で高所作業に対する安全対策について確認するよう周知徹底を行った。</p> <p>また、今後、同様の不安全状態をなくすために、施工計画書のチェックリストを作成し、施工計画の段階から高所作業に対する安全対策について、確認することとした。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>しかし、請負人は作業床があるため墜落防止対策は必要ないとの誤った認識から、作業場所に親綱を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させるといった基本的な安全措置を講じておらず、法令違反状態で作業を行っていた。</p> <p>発注者は請負人より提出される施工計画書を基に、現場条件も確認した上で、請負人と双方で事前に作業内容の確認を行うとともに、法令を遵守し、不安全状態を無くすよう指導を行うべきである。</p> <p>（交通局高速鉄道部電気システム課） [No.47 西神・山手線及び北神線漏洩同軸ケーブル敷設工事]</p>		
<p>D 開口部での機器等搬入作業時の安全対策を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、長田区にある神戸市営地下鉄新長田駅の大規模改修事業において機械設備を更新する工事である。</p> <p>「労働安全衛生規則」では、事業者は、高さ2m以上の作業床の端、開口部等で作業を行わせる場合には、墜落災害を防止するために囲い、手すり、覆い等(以下囲い等)を設けなければならない。囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>本工事のなかで、駅構内地下1階の空調機械室へ地下2階にあたる地下鉄軌道上より更新機器を搬入する作業を行ったが、地下1階の開口部から地下2階部までの高さが5mを超えていたにもかかわらず、開口部からの墜落防止対策が取られておらず、作業員も墜落制止用器具を使用していなかった。</p> <p>請負人は保護具の使用をしなければならな</p>	<p>請負業者の認識の甘さに加え、我々、監督員の認識不足、施工計画書の確認不足が原因であった。</p> <p>2024年9月5日に、課内係会議において、事案内容の説明を行い、周知徹底を行った。</p> <p>また、課内監督員を対象に、2024年11月25日に、外部研修を受講させ、知識を習得し、施工計画書の確認等、工事監督業務の質的向上を図った。</p> <p>なお、請負業者に対しても、2024年9月10日に、今回の指摘内容を説明し、今後受注する工事において、再発しないよう社内周知を依頼した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>い認識はあったにもかかわらず、保護具の取付設備を設置しないといった基本的な安全措置を講じておらず、法令違反状態で、機器の搬入作業を行っていた。</p> <p>また、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」では、ワークポジション作業を伴わない一般的な建設作業等においては、5mを超える高さでの作業時に使用する墜落制止用器具はフルハーネス型を使用することとなっているが、本作業においては胴ベルト型を着用しての作業となっていた。作業実施にあたっては適切な保護具の選定が望ましい。</p> <p>(交通局高速鉄道部施設課)</p> <p>[No.50 西神・山手線 新長田駅大規模改修機械設備工事]</p>		
<p>E 高所作業時における保護具の選定を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、西区にある神戸市営地下鉄西神中央駅の換気設備を更新する工事である。</p> <p>「労働安全衛生規則」では、事業者は、高さ2m以上の作業床の端、開口部等で作業を行わせる場合には、墜落災害を防止するために囲い、手すり、覆い等(以下囲い等)を設けなければならない。囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>本工事のなかで、地上の機器搬入口から地下1階へ仮設機材を搬入する作業を行う際、開口部から地階床面までの高さが7m以上あり、フルハーネス型の墜落制止用器具の着用義務がある作業環境であったが、胴ベルト型の墜落制止用器具を使用して作業を行っていた。</p>	<p>請負業者の認識の甘さに加え、我々監督員の認識不足、施工計画書の確認不足が原因であった。</p> <p>2024年9月5日に、課内係会議において、事案内容の説明を行い、周知徹底を行った。</p> <p>また、課内監督員を対象に、2024年11月25日に、外部研修を受講させ、知識を習得し、施工計画書の確認等、工事監督業務の質的向上を図った。</p> <p>なお、請負業者に対しても、2024年9月10日に、今回の指摘内容を説明し、今後受注する工事において、再発しないよう社内周知を依頼した。</p>	<p>措置済</p>

令和6年度第1期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：交通局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>請負人は保護具の使用をしなければなら ない認識はあったものの、正しい保護具の選定 を行うといった基本的な安全措置を講じてお らず、資材の搬入作業を行っていた。</p> <p>(交通局高速鉄道部施設課)</p> <p>[No.51 西神中央駅 換気設備機器更新他工事]</p>		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>イ 施工</p> <p>(ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきもの</p> <p>高所作業において、墜落防止に必要な安全措置が取られていなかったという以下のような法令違反が認められた。</p> <p>発注者は請負人より提出される施工計画書を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内容の確認を行っていたが、請負人に対して現場の状況等を踏まえた手順の確認を行わせるとともに、安全教育や訓練を通じて全ての作業員の安全意識を高め、事故の発生を防ぐよう繰り返し周知を行うべきである。</p> <p>F 機器上部での作業における墜落防止措置を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、長田区の西市民病院にある冷却塔の構成機器を更新する工事である。</p> <p>「労働安全衛生規則」では、事業者は、高さ2m以上の箇所で行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならいとされている。</p> <p>本工事のなかで、冷却塔上部の機器の取替を行う作業の際、作業場所の高さが2mを超える箇所にもかかわらず、足場を組み立てる等の方法による作業床や親綱を設置する等の墜落防止対策が取られておらず、作業員も墜落制止用器具を使用していなかった。</p> <p>請負人は保護具の使用をしなければならない認識はあったにもかかわらず、施工計画書に十分な記載がなく、親綱を張り作業員に墜落制止用器具の使用を徹底させるなどといった基本的な安全措置を講じておらず、法令違</p>	<p>施工計画書の段階で安全対策についての確認、作業時における安全確認や安全対策についての確認ができていなかったこと、請負人から協力会社に対し、危険作業について周知徹底ができていなかったこと、また、下請負人の安全に対する認識が不十分であり、安全対策を軽視した行動をとったことが原因である。</p> <p>元請け事業者の再発防止の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年8月26日 神戸支店社員、各拠点幹部及び協力会社を集めた周知意見交換会を実施 ・2024年8月31日 職長・安全衛生責任者能力向上教育4名受講 ・2024年9月18日 労働安全衛生法教育の受講 <p>病院機構の再発防止の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年8月16日 指摘内容について西市民病院総務課内で「高所作業安全管理について」周知会及び発注者側の役割等について研修を実施 ・2024年8月30日、9月11日 指摘内容について各病院の係長へ共有・周知を実施 ・2024年10月17日 病院機構技術者会議にて意見交換会実施 <p>今回の事案に関しては上記の取り組みを行い、事業者を含め再発防止を徹底した。今後、施工計画書の段階で、記載されている安全管理面について、十分検討されたものか確</p>	<p>措置済</p>

令和6年度第1期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：(地独)神戸市民病院機構）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
反状態で作業を行っていた。 ((地独)神戸市民病院機構 西市民病院事務局総務課) [No.69 西市民病院本館冷却塔 CT-101・102 分解整備工事]	認し、現場においては、実施できているか指導するなど、監督員として請負業者による事故の発生を未然に防止するよう努める。	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>ウ 検査</p> <p>(ア) 成績評定を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、中央区にある東遊園地の再整備を行う工事である。</p> <p>工事の成績評定は、「工事成績評定要領」に基づき実施される。</p> <p>「工事成績評定要領」によれば、不適切な安全管理に起因する工事関係者事故が発生した場合は、成績評定において減点することになっている。</p> <p>しかし、本工事では、工事関係者による負傷休業3日以下の軽微な労働災害が発生していたにもかかわらず、減点されていなかった。</p> <p>工事成績の評定は、工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、業者の指導育成を図ることを目的としている。事故再発防止の観点からも、定められた要領に基づき厳正かつ適格に行われるべきものである。</p> <p>(建設局公園部整備課)</p> <p>[No. 11 東遊園地再整備工事(その3)]</p>	<p>工事関係者事故がありながら、成績評定において評価せず、事実と異なる評定を行っておりました。</p> <p>これは工事中に事故があったことを工事成績に反映させることを失念していたことが原因である。</p> <p>採点にあたっての成績反映漏れを防ぐため、令和6年8月30日の係内会議、令和6年9月5日の所内会議、令和6年10月7日の公園緑地担当職員が出席する事務所連絡会議において、周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>